

番号	2.(5)
項目	献立作成・教材作成・栄養相談に必要な「栄養管理室」を設置し、業務の効率化をはかること。
(回答) 栄養管理室の新たな設置につきましては、財源確保等の問題があり、現状では困難です。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

番号	2. (8)
項目	<p>白衣・作業衣等は、学校現場の意見を反映させたものに改善すること。給食帽については、マスクが外から着用できる形状に改善すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校給食用作業衣等につきましては、平成18年度に夏用作業衣下とドライシステム用前掛けの仕様変更、平成21年度に女子の給食帽について選択制(キャップタイプ・三角巾タイプ)を導入、平成28年度には従前のガーゼマスクから使い捨てマスクに変更するなど改善をまいりました。</p> <p>また、令和2年度の2学期より、学校給食衛生管理基準に基づき、被服の作業区分を明確化するため、ドライシステム用エプロンを、白色・ピンク色・青色・黄色に色分けいたしました。</p> <p>さらには、令和3年度より作業衣等の一つとして熱中症予防用の空調服を導入いたしました。</p> <p>非常に厳しい財政状況の中ではありますが、衛生管理基準上の改善については、今後も引き続き必要性について精査しつつ、検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当